

各務原市告示第 23 号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準を次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

平成 24 年 3 月 22 日

各務原市長 森 真

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準

(騒音の規制地域)

第 1 条 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、別表に掲げる地域とする。

(特定工場等に係る騒音の規制基準)

第 2 条 騒音規制法第 4 条第 1 項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。

区域の区分	時間の区分		
	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 11 時まで)	夜間 (午後 11 時から翌日の午前 6 時まで)
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(区域の区分)

第 3 条 前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域は、別表に掲げる区域の区分に応じ、同表に掲げる地域とする。

別表

区域の区分	地域
第一種区域	<p>尾崎北町1丁目から6丁目まで、尾崎西町3丁目、尾崎南町1丁目、3丁目から5丁目まで、那加琴が丘町1丁目、2丁目、緑苑北1丁目から3丁目まで、緑苑東3丁目、4丁目、緑苑西1丁目から4丁目まで、緑苑中1丁目から3丁目まで、緑苑南1丁目から4丁目まで、つつじが丘1丁目から8丁目まで、松が丘1丁目から7丁目まで、鶉沼台1丁目から3丁目まで、5丁目から8丁目まで、新鶉沼台1丁目から7丁目まで、鶉沼東町8丁目、鶉沼のうち字東洞東淵、字半ノ木洞、字合戸及び蘇原清住町3丁目から5丁目までの各全部</p> <p>尾崎北町7丁目、尾崎西町1丁目、2丁目、4丁目、5丁目、尾崎南町2丁目、6丁目、那加土山町1丁目、那加琴が丘町3丁目、那加柄山町、那加大洞、緑苑東1丁目、2丁目、鶉沼台4丁目、新鶉沼台8丁目、鶉沼大安寺町1丁目、2丁目、鶉沼西町1丁目、2丁目、鶉沼宝積寺町1丁目、4丁目から6丁目まで、鶉沼東町1丁目から3丁目まで、7丁目、鶉沼羽場町2丁目、鶉沼山崎町7丁目、鶉沼のうち字東洞、字茅場、字宝積寺山、八木山、各務おがせ町8丁目、9丁目、蘇原清住町1丁目、2丁目、6丁目及び蘇原持田町5丁目の各一部</p>
第二種区域	<p>第一種区域、第三種区域及び第四種区域並びに川島笠田町、川島北山町、川島小網町、川島河田町、川島松倉町、川島松原町及び川島渡町の河川敷の区域を除いた地域</p>
第三種区域	<p>那加住吉町1丁目から5丁目まで、那加日之出町、那加楽天地町、那加栄町、那加緑町3丁目、那加萱場町1丁目から3丁目まで、那加桐野外二ヶ所大字入会地、蘇原中央町4丁目、蘇原三柿野町2丁目、成清町6丁目、7丁目、神置町4丁目、下中屋町2丁目、3丁目、大佐野町3丁目、小佐野町1丁目、上中屋町1丁目から5丁目まで、上戸町5丁目、松本町1丁目、山脇町6丁目、前渡西町4丁目及び5丁目の各全部</p> <p>尾崎西町5丁目、那加土山町2丁目、那加山後町2丁目、那加桜町1丁目、2丁目、那加門前町1丁目、2丁目、那加織田町1丁目、2丁目、那加信長町1丁目、2丁目、那加緑町2丁目、4丁目、那加萱場町4丁目、那加新那加町、那加吾妻町、那加本町、那加西野町、那加元町、那加新加納町、那加西那加町、那加東那加町、那加北栄町、那加南栄町、那加楠町、那加大東町、那加官有地、鶉沼川崎町1丁目から3丁目まで、鶉沼三ツ池町1丁目から3丁目まで、鶉沼各務原町1丁目、3丁目、5丁目、8丁目、鶉沼西町1丁目から3丁目まで、鶉沼羽場町1丁目、3丁目から5丁目まで、鶉沼東町1丁目から7丁目まで、鶉沼山崎町2丁目、3丁目、各務西町4丁目、各務山の前町1丁目、各務おがせ町9丁目、蘇原青雲町3丁目から5丁目まで、蘇原花園町1丁目から4丁目まで、蘇原新栄町1丁目、蘇原野口町5丁目、蘇原東栄町2丁目、蘇原東島町3丁目、4丁目、蘇原柿沢町1丁目から3丁目まで、蘇原月丘町3丁目、4丁目、蘇原緑町3丁目、4</p>

	丁目、蘇原中央町3丁目、蘇原興亜町4丁目、5丁目、蘇原六軒町1丁目から4丁目まで、蘇原早苗町、蘇原三柿野町、大野町5丁目、成清町1丁目から5丁目まで、神置町2丁目、3丁目、下中屋町1丁目、大佐野町1丁目、2丁目、小佐野町2丁目、3丁目、三井町2丁目、3丁目、三井東町2丁目、上戸町2丁目から4丁目まで、6丁目、山脇町5丁目、7丁目、松本町2丁目、下切町1丁目、8丁目、9丁目、前渡西町1丁目から3丁目まで、6丁目、7丁目、前渡北町4丁目、前渡東町1丁目から4丁目まで、神置町、大佐野町、上中屋町、松本町、下切町、前渡西町及び前渡東町の各一部
第四種区域	<p>鵜沼三ツ池町6丁目、鵜沼各務原町7丁目、鵜沼朝日町2丁目、各務山1丁目、テクノプラザ1丁目から4丁目まで、蘇原三柿野町1丁目、3丁目、川崎町及び大野町6丁目の各全部</p> <p>金属団地、那加山崎町、那加官有地、鵜沼川崎町1丁目から3丁目まで、鵜沼三ツ池町3丁目から5丁目まで、鵜沼各務原町1丁目、2丁目、8丁目、鵜沼朝日町1丁目、3丁目、4丁目、各務東町5丁目、須衛町2丁目、4丁目、6丁目、7丁目、蘇原瑞雲町3丁目、蘇原興亜町1丁目から5丁目まで、蘇原三柿野町、大野町1丁目、2丁目、三井山町2丁目、上戸町7丁目及び川島竹早町の各一部</p>

備考 関係図面は、各務原市役所市民生活部環境室環境政策課に備え置いて縦覧に供する。